

長野県ママさんバレーボール連盟登録規定（案）

- 第1条 登録しようとするチームは所定の書式に必要事項を記載し、毎年原則として総会当日までに連盟に申請するものとする。
- 第2条 連盟の主催する各種大会及び講習会への参加は登録構成員によって編成されたチームでなければならない。
但し、競技会参加要項により認められたときは、この限りでない。
- 第3条 登録構成員の資格は次の通りとする。
① 長野県に在住する女性とし、独身者は満30歳以上とする。
② 同一市町村に在住し、所属する各支部に登録し、常日頃練習を共にしている者。町村にチームが無い場合はこの限りではない。
- 第4条 登録は一人1チームとする。
- 第5条 ① 登録チームは登録構成員に追加及び脱退したい者がある場合は、すみやかに連盟に届け出なければならない。
② 同一年度内の移籍は認められない。
但し、理事会で認められたものは、その限りでない。
- 第6条 每年総会当日以降に申請された登録及び登録構成員の追加は、連盟の受付けた日からその効力を発生するものとする。
- 第7条 登録に虚偽の申請をした時、その他本規定に反した時、又は合法的であってもアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟が認めた時は、登録チーム又は登録構成員に対し登録を拒み、又は取り消し、あるいは一定期間競技会への参加並びに出場を停止することができる。
- 第8条 本規定は昭和55年6月15日より施行する。
- | | |
|------|-----------|
| 一部改定 | 平成6年4月10日 |
| 一部改定 | 平成24年4月8日 |
| 一部改定 | 平成30年4月8日 |
| 一部改定 | 令和3年4月4日 |
| 一部改定 | 令和5年4月9日 |
| 一部改定 | 令和6年4月7日 |

改定 第3条 ①③項目整理 _____ 部分変更 ②「市町村連盟に正式に登録され」削除、_____ 部分追記
第7条 第9条 削除